

事務所決裁欄		
所長	次長	担当

有料公園施設使用許可申請書

年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

〒
申請者 住 所
氏 名

(法人の場合は、その主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

FAX 番号 ()

担当者名 連絡先 ()

次のとおり、有料公園施設を使用したいので、岡山県立都市公園条例（昭和41年岡山県条例第30号）第9条第2項の規定により申請します。

1 都 市 公 園 名	後 楽 園
2 使用する有料公園施設名	鶴鳴館（全館・①②③⑧⑨⑩・④⑤⑥ / 空調使用 有【 】・無） 鶴鳴館本館（全館・1階・2階 / 空調使用 有【 】・無） 栄唱の間・墨流しの間・方竹の間・能舞台（公 開・練 習） 廉池軒・観騎亭・新殿・寒翠細響軒・調理室・茶祖堂・茂松庵・島茶屋
3 使 用 の 目 的	
4 使 用 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分まで 年 月 日 時 分 ～ 時 分まで 年 月 日 時 分 ～ 時 分まで
5 附属設備器具使用の有無	有 ・ 無
6 催物の回数及び一回1人当たりの入場料金の総額	催し物回数 回 催し物の入場料 円
7 使用又は入場人員	人
8 使 用 料 の 額	
9 そ の 他	(供用目的： ・ 供用目的以外：)

注 1 6の欄については、入場料金を徴収する催物のために有料公園施設を使用する場合に記入すること。

2 入場料金については、消費税相当額を含む。

《必ずお読みください》

1. 右の欄に使用料領収印と許可証印を押印したものを許可証とします。
2. この許可証は、使用当日必ず係員に提示してください。
3. この書面をもって領収書とします。(右領収印のあるもののみ有効)
4. 使用時間は、準備、後片づけなどの時間を含みます。
5. 許可後、上記記載事項以外への変更はできません。
6. 使用を取り止めた場合は、取り消しの連絡を必ずしてください。
7. 既納の使用料は、還付しません。
8. 物品の留置については一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

(領収印)

誓約書提出日： 年 月 日

(許可証印)

(受付印)

納付方法	持参 ・ 振込
請求書	要 ・ 不要